

災害時歯科保健対策について

<令和7年度の災害時の医療提供体制の確保について>

1. 衛星通信回線の設置

通信障害が発生した場合でも、各区本部で発災後急性期に立ち上げる救護所（拠点となる救護所）や、関係機関とスムーズな情報連携・連絡調整を行うため、区役所・支所、及び市医師会、市歯科医師会・市薬剤師会へ衛星通信回線を設置する。

2. 初動対応の訓練の実施

（１）南海トラフ地震を想定した、発災後急性期における救護所設置のための健康局と区と関係団体（市三師会・区三師会等）との合同訓練の実施（代表区１区を想定）

（２）各区において、衛星通信回線を用いた区三師会や災害対応病院、救護所との情報連携訓練の企画・実施

（参考）スケジュール

令和7年6月 市三師会・各区への衛星通信回線の設置

令和7年度中 区三師会・災害対応病院等の関係機関との協議、発災後急性期を想定した情報連携訓練の実施

令和7年12月 代表区と健康局・関係団体による救護所設置のための合同訓練

3. 災害時の救護活動に関する協定の状況

令和6年度までに、すべての各区役所と各区三師会との間において、災害時での円滑な連携体制を構築することを目的した協定（覚書）を締結済み。